

日光市章使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日光市章（平成18年日光市告示第1号。以下「市章」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(権利の帰属)

第2条 市章に関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

(使用基準)

第3条 市章は、次の各号のいずれかに該当するときに使用することができる。

- (1) 市、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価委員会並びに議会が使用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 市職員又は市議会議員の名刺、名札等に使用するとき。
- (4) 市が主催又は共催する事業において使用するとき。
- (5) 市が協賛又は後援する事業で、その使用が適当であると認められるとき。
- (6) 国又は他の地方公共団体が広報又はそれに準ずる業務の目的で使用するとき。
- (7) 市の施策の推進上有益であると認められる事業に使用するとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

(使用届)

第4条 前条第5号から第8号までの規定により市章を使用しようとする者は、市章使用届（様式第1号）に当該使用に係る仕様等がわかる資料を添えて、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用料)

第5条 市章の使用料は、無料とする。

(使用の差止め等)

第6条 市は、市章の使用に関し、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、その使用を差し止めることができる。

- (1) 第3条に規定する使用基準に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (2) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標又は意匠とすること等独占的に使用し、又は使用するおそれの

あるとき。

- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (6) 別に定める市章デザインマニュアルに従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、その使用を著しく不相当と市長が認めたととき。
- 2 前項の使用の差止めについては、その理由を明記した市章使用差止通知書（様式第2号）により通知する。
- 3 前項の規定により使用の差止めを通知された者は、当該届出に係る市章の使用をしてはならない。
- 4 市は、使用の差止めにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（管理）

第7条 市章の管理は、企画総務部総務課にて行う。

（補則）

第8条 この要領に定めるもののほか、市章の使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

日光市長 様

住 所

申請者 団体名

氏 名

（電話番号 ）

市章使用届

日光市の市章のデザインを下記により使用したいので届け出ます。

記

1 使用目的

2 使用概要

様式第2号（第6条関係）

令和 年 月 日

様

日光市長

印

市章使用差止通知書

平成 年 月 日付けで届出のあった市章の使用については、次の理由により使用を差し止めます。

なお、この通知があった日以後、当該届出に係る市章の使用はできません。

理由